平成２９年（フ）第１３６号
岐阜市六条南３丁目５番14―102号　（ジェントリー）
債務者　大坪　伸郎
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝　　英則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月15日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１３３１号
大阪市都島区大東町１丁目９番27号
債務者　伊藤孝敏こと　尹　　孝敏
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　李　　尚昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８８号
長野市川中島町四ツ屋1132番地４　セジュール中河原Ⅱ201号
債務者　山岸　伸也
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江口　伸介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１０６号
大阪府八尾市南植松町４丁目35番地の４　ナガレ35・205号
債務者　森田　由美（旧姓大垣）
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８０８号
旭川市神楽岡12条３丁目２番７号シャルム赤塚107号、申立時の住所札幌市豊平区平岸３条４丁目４番17―201号
債務者　長部　恭一
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木将司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８３０号
名古屋市緑区大高町字亀原24番地の１　エントピアｉ201号、従前の住所愛知県東海市名和町三ツ屋48番地　ｂｉｅｎ－ｅｔｒｅ三ツ屋103号室
債務者　西田　勝誉
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４５号
北海道北見市東陵町120番地45　２号、前住所北海道北見市常盤町４丁目14番地12　パセオ常盤Ｃ―10号
債務者　佐藤　博紀
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
山形県米沢市春日１丁目７番17号
債務者　佐藤　佑人
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第３１号
山形県酒田市日吉町２丁目７番７号
債務者　佐藤　幸宏
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第３２号
山形県酒田市日吉町２丁目７番７号
債務者　佐藤　淑子
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第２６号
茨城県神栖市知手中央３丁目５番13号　木内コーポ202
債務者　三谷　英司
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第３０８号
埼玉県久喜市西大輪1809番地、破産申立時の住所埼玉県幸手市西１丁目６番２号
債務者　小松　優香
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５３６号
さいたま市桜区西堀７丁目20番20号　ＫＳガレア　203号室
債務者　本田　浩一
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５５０号
さいたま市南区大字大谷口817番地１　プランドール内山202
債務者　宮坂　幸余
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２８４号
千葉市中央区都町３丁目18番９号　リバティベルハセガワ203号
債務者　江口やよい
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４０７号
千葉市若葉区西都賀１丁目18番17号
債務者　湯川　道子
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係